

田子町協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田子町協働のまちづくり条例（平成21年条例第17号。以下「条例」という。）に基づく推進体制について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 条例に基づく協働のまちづくりの各種施策を総合的に推進するため、田子町協働のまちづくり庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 庁内推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの総合的な施策の実施に関すること
- (2) 協働のまちづくりの理念の浸透に関すること
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること

(組織)

第4条 庁内推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

2 会長には町長、副会長は副町長、教育長を充てる。

3 委員は、課長等を充てる。ただし、会長が必要があると認めるときは、その他の関係職員を充てることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、庁内推進会議を総括し、庁内推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内推進会議の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

(庁内検討委員会)

第7条 庁内推進会議に付するべき事項を必要に応じてあらかじめ調査検討するため、庁内推進会議に田子町協働のまちづくり庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を置く。

2 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は政策推進課長を充てる。

4 委員は各課のグループリーダー等の実務担当職員の中から、町長が指定する職員をもって構成し、委員が不在の時は、あらかじめ当該委員に指名された者が出席することができる。

5 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 庁内推進会議及び庁内検討委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、庁内推進会議及び庁内検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。